

児童福祉法施行細則及び障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第七十二号

児童福祉法施行細則及び障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第一条 児童福祉法施行細則(昭和四十二年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号の(裏)中

「2 市町民税非課税世帯に属する者又は市町民税課税世帯のうち世帯の市町民税所得割額の合計額が10万円未満の者」を

「2 市町民税非課税世帯に属する者又は市町民税課税世帯のうち世帯の市町民税所得割額の合計額が16万円未満の者」に改める。

(障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第二条 障害者自立支援法施行細則(平成十八年広島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号(裏)を次のように改める。

※ 以下の質問中の「世帯」とは、自立支援医療を受診する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合には扶養・被扶養の関係にある方全員、国民健康保険の場合には一緒に国民健康保険に加入している方全員をいいます。

○ 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」に関する質問

- 1 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。
 - ・受けている：「生保」に○をしてください。
 - ・受けていない：2へ

- 2 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市町村民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）が課税されていますか。
 - ・課税されていない：3へ（市町村民税非課税証明書をご用意ください。）
 - ・課税されている：4へ（市町村民税の課税額が分かる証明書をご用意ください。）

- 3 自立支援医療を受診する方の保護者の収入が、保護者全員それぞれ80万円以下ですか。
 （※収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額です。収入の内容が分かる書類をご用意ください。）
 - ・80万円以下：「低1」に○をしてください。
 - ・80万円を超える：「低2」に○をしてください。

- 4 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方（国民健康保険の場合は被保険者全員、国民健康保険以外の場合は被保険者や組合員など）に課税されている市町村民税額（所得割のみ）は、以下の金額に該当しますか。
 - ・市町村民税額（所得割） 3万3,000円未満：「中間1」に○をしてください。
 - ・市町村民税額（所得割） 3万3,000円以上23万5,000円未満：「中間2」に○をしてください。
 - ・市町村民税額（所得割） 23万5,000円以上：「一定以上」に○をしてください。

- 5 「重度かつ継続」（※下記参照）に該当しますか。
 - ・該当する：「重度かつ継続」の「該当」に○をしてください。
 - ・該当しない：「重度かつ継続」の「非該当」に○をしてください。
- ※ 「重度かつ継続」の対象範囲
 重度・・・腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害
 継続・・・自立支援医療を受診する方と同一の医療保険に加入している方が、過去12か月の間に医療保険の高額療養費の支給を3回以上受けたことがある場合
 （高額療養費の支給が分かる書類をご用意ください。）

← 一定所得以下		→ 一定所得以上	
「生保」	「低1」	「低2」	「中間1」
	市町村民税非課税世帯	市町村民税<3万3,000 (所得割)	
生活保護世帯	世帯収入≤80万	世帯収入>80万	「中間2」
		3万3,000≤市町村民税<23万5,000 (所得割)	
0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	「一定以上」
		23万5,000≤市町村民税 (所得割)	
		負担上限月額 10,000円	負担上限月額 40,200円
		負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円
		重	度
		か	つ
		継	続
		負担上限月額 20,000円	負担上限月額 20,000円

別記様式第五号別紙を次のように改める。

○ 受診者が属する「世帯」に関しての質問に順次答えながら記入してください。
 (以下の質問中の「世帯」とは、受診者と同一の医療保険に加入している方全員をいいます。)

問1 受診者が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。
 受けています ⇒ 「生保」に○をしてください。
 受けていません ⇒ 問2へ。

問2 受診者が属する「世帯」は、市町村民税 (均等割か所得割のいずれか又は両方) が課税されていますか。
 課税されていません ⇒ 問3へ。(市町村民税の非課税状況が分かる書類をご用意ください。)
 課税されています ⇒ 問4へ。(市町村民税の課税状況が分かる書類をご用意ください。)

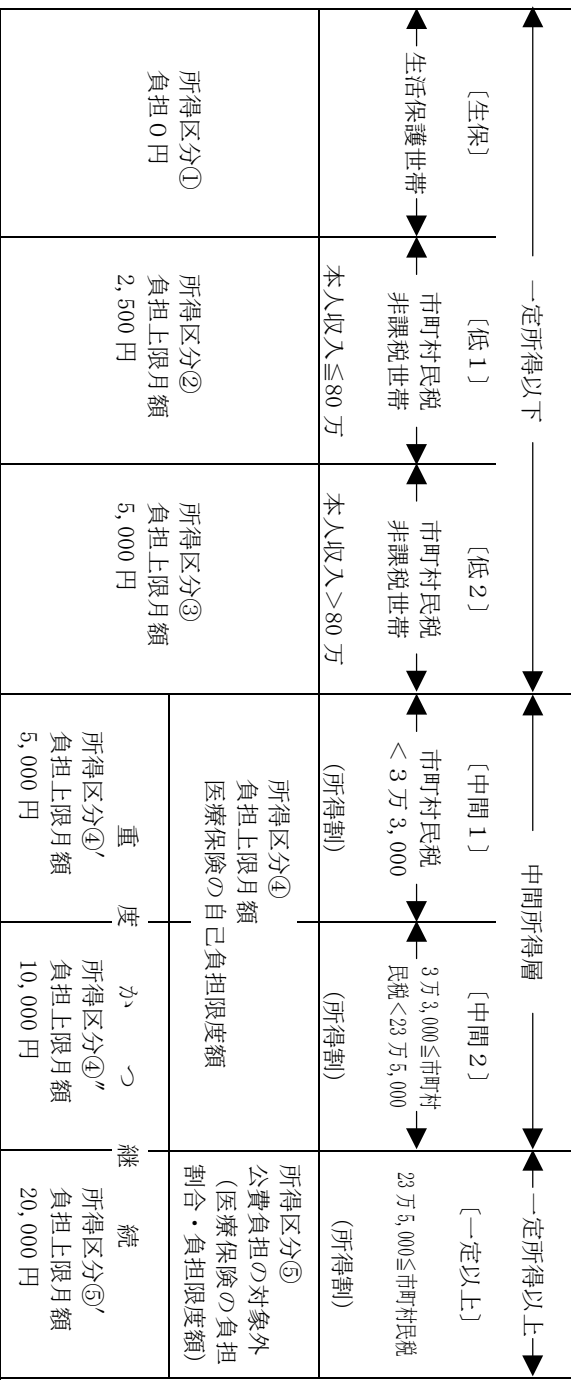
問3 受診者の収入は80万円以下ですか。(受診者が18歳未満の場合にはその保護者全員それぞれの収入が80万円以下ですか。)
 (※収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等に合計所得金額を加えた額です。「世帯調書」を参照しながら収入額が分かる書類をご用意ください。)
 80万円以下です ⇒ 「低1」に○をしてください。
 80万円を超えています ⇒ 「低2」に○をしてください。

問4 受診者が属する同一の医療保険の「世帯」で、加入している医療保険の保険料の算定対象となつている方 (国民健康保険の場合は被保険者全員、国民健康保険以外の場合は被保険者や組合員など) に課税されている市町村民税所得割額の合計額は、以下のどの金額に該当しますか。
 市町村民税所得割額の合計額は 3万3,000円未満 です ⇒ 「中間1」に○をしてください。問5へ。
 市町村民税所得割額の合計額は 3万3,000円以上23万5,000円未満 です ⇒ 「中間2」に○をしてください。問5へ。
 市町村民税所得割額の合計額は 23万5,000円以上 です ⇒ 「一定以上」に○をしてください。問5へ。

問5 「重度かつ継続」(次の「重度かつ継続」の対象範囲を参照してください。)に該当しますか。
 該当すると思います ⇒ 「重度かつ継続」の「該当」に○をしてください。
 該当しないと思います ⇒ 「重度かつ継続」の「非該当」に○をしてください。

- ※ 「重度かつ継続」の対象範囲
- ① ・F0 症状性を含む器質性精神障害
 - ・F1 精神作用性物質使用による精神及び行動の障害
 - ・F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
 - ・F3 気分障害
 - ・G40 てんかん
 - ・その他 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方
 (詳しいことは、現在通院中の医療機関の主治医にお尋ねください。)
- ② 医療保険の多数該当 (直近の12か月以内に3回以上高額療養費の支給を受けている) の方

所得区分の概念図



(注1) 市町村民税非課税世帯の本人収入は、受診者が18歳未満の場合には保護者全員それぞれの収入額になります。
 (注2) 所得区分⑤' は障害者自立支援法の施行後3年間の経過措置で将来見直しがありません。

附 則

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。